

柏市住生活基本計画検討委員会設置要領

制定 令和 2年 6月 5日

施行 令和 2年 6月 5日

(趣旨)

第1条 市民の豊かな住生活を実現するため、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する理念、施策の目標及び推進すべき方向性を定めた「柏市住生活基本計画」を策定するため、専門的事項について助言等を得るため柏市住生活基本計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が就任依頼をする。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体代表
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 市民

2 委員会に、座長1名を置き、委員の互選により定める。

3 座長は、会議の議事進行を行う。

4 委員の任期は、委員会の目的達成により終了する。

(会議)

第3条 委員会の会議は、次によるものとする。

1 担当課からの要請を踏まえて、必要に応じて開催する。

2 委員は、やむを得ない事情がある場合は、会議に代理者の出席をさせることができる。

3 感染症のまん延の防止の必要その他のやむを得ない事情があると座長が認めるときは、委員に議事に係る意見を求め、書面又は電磁的記録により意見書の提出があった場合に限り、座長の決定をもって会議の議事に代えることができる。

(事務局)

第4条 委員会の事務局は、柏市都市部住宅政策課に置く。

(補則)

第5条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和2年6月5日から施行し、期限を令和4年3月31日までとする。